

四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、家庭向けの新エネルギー設備等（以下「設備」という。）を導入する者に対し、四日市市スマートシティ構築促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、設備を導入する者に対し、その経費の一部を補助することにより、市民が行う住宅での創エネ・蓄エネ・省エネを積極的に支援し、もって四日市市域における地球温暖化防止対策の推進及びスマートシティの構築に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号のすべてに該当する個人とする。

- (1) 当該年度の別に定める期間に、次条に該当する事業に着手する者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 「デコ活」（脱炭素につながる豊かな暮らしを実践することをいう。脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）に賛同し、行動することを宣言する者であること。

(補助金交付の対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において、自己が居住に供することを目的として、次条第1項第1号から第7号までに定める設備を購入し住宅等（その敷地を含む。以下同じ。）に設置する事業若しくは設置された住宅等を購入する事業又は次条第1項第8号に定める戸建住宅を新築する事業若しくは新築の戸建住宅を購入する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、市からこの要綱に基づく補助金以外の補助金の交付を受けている事業は補助対象事業としない。

3 第1項の規定にかかわらず、導入設備が一部でも事業等の生活以外に用いられる場合は補助対象事業としない。

(補助対象設備)

第5条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、自己が所有する未使用のもので、次の各号に掲げるものとする。

(1) 太陽光発電設備

ア 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定

格出力の合計値のいずれか小さい方の値が1キロワット以上10キロワット未満（キロワット表示で、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）であること。

- イ 既存の太陽光発電設備の一部又は全部を撤去し新たに太陽光発電設備を導入する場合には、新たに設置する太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの公称最大出力の合計値又は定格出力の合計値のいずれか小さい方の値が既存の太陽光発電設備の同じ値を1キロワット以上上回っていること。
- (2) 燃料電池設備 一般社団法人燃料電池普及促進協会において、機器登録されている家庭用燃料電池。
- (3) 蓄電池（家庭用定置型） 一般社団法人環境共創イニシアチブの直近3カ年の公募で補助対象設備とされている蓄電池。
- (4) 家庭用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）
 - ア 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの。
 - イ 当該設備を設置した住宅において、その居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測・蓄積することで、電力使用量の「自動制御」や「見える化」が実現できること。
- (5) 地中熱ヒートポンプ ヒートポンプや空気循環型等掘削を必要とし、地中熱を熱源として、その熱を空調・給湯のエネルギーとして利用するもの。
- (6) 電気自動車等充給電設備（以下「V2H」という。） 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにおいて、V2H充放電設備として補助対象設備とされているもの。
- (7) 電気自動車等充電設備 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにおいて登録されている充電設備で「充電用コンセント」及び「充電用コンセントスタンド」のいずれにも区分されないもの。
- (8) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）
 - ア 発電した電力の全部又は一部を自家消費する（すなわち余剰売電である）太陽光発電設備及び第4号に規定する設備が設置されている住宅
 - イ 国土交通省の「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」に基づく第三者認証（以下「住宅版BELS」という）において、一次エネルギー消費量基準がゼロエネ相当であり、強化外皮基準(UA値)が $0.6 \text{ W/m}^2 \text{ K}$ 以下である評価・認証を受け、評価通り施工された住宅
- (9) GX志向型住宅
 - ア 住宅版BELSにおいて、以下のすべてを満たすもの

(ア) 断熱等性能等級 6 以上

(イ) 再生可能エネルギーを除く一次エネルギー消費量削減率 35%以上

(ウ) 再生可能エネルギーを含む一次エネルギー消費量削減率 100%以上

イ 太陽光発電設備を設置していること

ウ 「ECHONET Lite AIF仕様」に対応する「コントローラ」として、一般社団法人エコーネットコンソーシアムのホームページに掲載されている製品を設置していること

2 前項第 1 号に規定する補助対象設備を導入する場合は、当該設備を導入する同一の場所において、第 2 号から第 7 号までに規定する補助対象設備のいずれかを同時に申請しなければならない。

3 第 1 項第 8 号に規定する補助対象設備を導入する場合は、第 1 号、第 4 号及び第 9 号に規定する補助対象設備を重複して申請することができない。

4 第 1 項第 9 号に規定する補助対象設備を導入する場合は、第 1 号、第 4 号及び第 8 号に規定する補助対象設備を重複して申請することができない。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。ただし、交付の条件として、補助対象設備の導入に係る費用を補助金額が上回らないこと。

(募集及び交付申請)

第 7 条 市長は、募集期間を別に定め、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を募集する。

2 申請者は、第 4 条に規定する事業に着手する前に四日市市スマートシティ構築促進補助金交付申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 8 条 市長は、補助金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う調査等（以下「審査、調査等」という。）により、予算の範囲内において、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、申請者に対して、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付決定通知書（第 2 号様式）によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して、必要に応じ、条件を付することができる。

3 市長は、第 1 項の規定により不交付となった申請者に対して四日市市スマートシティ構築促進補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により通知するものとする。

(計画変更・中止)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、補助対象事業の内容の変更をしようとする場合又は補助対象事業を中止しようとする場合は、直ちに四日市市スマートシティ構築促進補助金計画変更（中止）承認申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付申請書のうち次の各号に掲げる事項の変更については、この限りでない。

- (1) 太陽光発電設備の発電能力（ただし、変更後の発電能力が第5条第1号アの条件を満たすこと）
- (2) ZEH及びGX志向型住宅の太陽光発電設備の発電能力（ただし、変更後の設備がZEHにあつては第5条第7号ア、GX志向型住宅にあつては第5条第8号アの条件を満たすこと）
- (3) 補助対象事業の事業着手予定日
- (4) 補助対象事業の事業完了予定日（ただし、変更前と変更後の完了予定日が同一年度内である場合に限る）

2 市長は、前項の規定により申請を承認したときは、四日市市スマートシティ構築促進補助金計画変更（中止）承認通知書（第5号様式）により決定者に通知するものとする。
（実績報告）

第10条 決定者は、補助対象事業完了後30日以内または、事業完了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、四日市市スマートシティ構築促進補助金実績報告書（第6号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。
（補助金交付額の確定）

第11条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付確定通知書（第7号様式）により決定者に通知するものとする。
（補助金の交付）

第12条 前条の規定により補助金交付確定通知を受けた者は、速やかに四日市市スマートシティ構築促進補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付請求書が提出されたときは、必要な審査を行い、適当と認められるときは決定者に対し補助金を交付するものとする。
（管理）

第13条 決定者は、補助対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間継続して使用しなければならない。

2 決定者は、補助対象設備が毀損又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければ

ならない。

(処分の制限)

第14条 決定者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象設備を処分（売却、譲渡、交換、貸与、担保及び廃棄をいう。）しようとするときは、あらかじめ四日市市スマートシティ構築促進補助金に関する財産処分承認申請書（第9号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、処分承認申請書が提出されたときは、必要な審査を行い、適当と認めるときは、四日市市スマートシティ構築促進補助金に関する財産処分承認通知書（第10号様式）により決定者に通知するものとする。

(検査)

第15条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、決定者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 当該年度の別に定める提出期限までに実績報告書を提出しない場合

(2) この要綱及びこの要綱の施行に関し必要な事項を定めた要領又はこれらに基づく条件に違反した場合

(3) 補助金を補助対象設備の導入以外の用途に使用した場合

(4) 補助対象設備の導入を中止しようとする場合

(5) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

2 決定者は、市長が前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 決定者は、第14条の規定により承認を受けて補助対象設備を処分した場合において、市長の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(協力)

第17条 市長は、決定者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。この場合において、決定者はこの求めに応じなければならない。

(1) 使用状況の調査

(2) その他市が協力依頼する事項

(補助金の評価)

第18条 市長は、補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に
検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の
適切な措置を講じるものとする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別
に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り効力を失う。

附 則 (令和2年3月25日告示第107号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日に施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に第8条の規定により交付決定を受けた者にかかる交付手続きにつ
いては、改正後の四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱の規定にかかわらず、
なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月17日告示第107号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日に施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第8号様式
及び第9号様式の規定は、この要綱の施行日以後に交付決定を受けた者から適用し、同
日前に交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月25日告示第151号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日に施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 3 1 日告示第 181 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日に施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 9 日告示第 2 3 8 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日に施行する。

（有効期限）

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り効力を失う。

附 則（令和 8 年 3 月 2 5 日告示第 1 1 5 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

（環境部環境政策課）

別表第1（第6条関係）補助金の額

補助対象設備	補助金の額
(1) 太陽光発電設備	一件 70,000円
(2) 燃料電池設備	一件 60,000円
(3) 蓄電池（家庭用定置型）	一件 100,000円
(4) HEMS	一件 10,000円
(5) 地中熱ヒートポンプ	一件 300,000円
(6) V2H	一件 60,000円
(7) 電気自動車等充電設備	一件 20,000円
(8) ZEH	一件 100,000円
(9) GX志向型住宅	一件 300,000円

別表第2（第6条関係）

第5条第1項各号に規定する補助対象事業を同時に申請すること等により補助額に加算を行う補助対象事業等の組合せ	別表第1に規定する補助対象事業ごとに規定されている補助金の額の和に加算される額
第1号、第3号、第4号	60,000円
第1号、第4号、第6号	50,000円
第3号、第8号又は第3号、第9号	90,000円
第6号、第8号又は第6号、第9号	80,000円
第1号、第6号	20,000円
第6号、第5条第1項第6号に規定する設備を設置しようとする住宅が、電力供給契約に関する書類において再生可能エネルギーに由来する電力の供給（自己の所有する既存の太陽光発電設備等又は、他者から再生可能エネルギーに由来する電力の供給を受けている場合をいう。）を受けていることが確認できる場合	

備考

複数の加算の組合せに該当する場合には、最も加算額の大きい組合せの加算のみを適用する。

四日市市スマートシティ構築促進補助金交付申請書

四日市市長

申請者

現住所	〒	
フリガナ		
氏名		
電話番号	(固定電話)	(携帯電話)

四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第7条第2項に基づき、下記のとおり必要書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1. 補助金交付申請額 _____円

※(1)、(2)の合計額を記入してください。

(1) 補助対象設備（複数申請可）

番号	補助対象設備	補助金額
①	太陽光発電設備	70,000円
②	燃料電池設備	60,000円
③	蓄電池（家庭用定置型）	100,000円
④	H E M S	10,000円
⑤	地中熱ヒートポンプ	300,000円
⑥	V 2 H	60,000円
⑦	電気自動車等充電設備	20,000円
⑧	Z E H (<input type="checkbox"/> 戸建を新築、 <input type="checkbox"/> 新築の戸建を購入)	100,000円
⑨	G X志向型住宅 (<input type="checkbox"/> 戸建を新築、 <input type="checkbox"/> 新築の戸建を購入)	300,000円
申請する設備		

(2) 組み合わせ加算（一つを選択）

番号	組み合わせ	加算額
A	①、③、④	60,000円
B	①、④、⑥	50,000円
C	③、⑧又は③、⑨	90,000円
D	⑥、⑧又は⑥、⑨	80,000円
E	①、⑥	20,000円
F	⑥、再エネ由来の電力の供給を受けていること（発電設備を所有済又は、再エネ電力契約済）	20,000円
該当する組み合わせ加算		

※詳細は、第1号様式別紙に記載のとおり

〒

2. 設置場所：□現住所と同じ □新築等 (四日市市))
 3. 事業着手日 (予定)：令和 年 月 日 ~ 事業完了日※ (予定)：令和 年 月 日
 (補助対象設備のうち最も早いもの) ※実績報告書添付書類の発行日の内、**最も遅い日を事業完了日**とする
 4. 申請書類に関する提出代行者 (本人が提出する場合には記入不要)

業者名		住所	
担当者名		電話番号	

※上記の者からの市に対する提出書類の内容等に関する問い合わせについて、市が応じることを同意しますか。

同意します

5. 申請事項に関する誓約

当申請にあたり市税の納付状況の確認等、申請内容の確認等に必要な情報の閲覧に同意し、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱及び四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要領の定めに従います。また、以下の項目について、事実と相違ないことを誓約します

補助対象設備	項目	該当する左記項目について
各設備共通	<ul style="list-style-type: none"> ●補助金交付の対象事業に着手していません。 ●「デコ活」に賛同し、行動することを宣言します。 	<input type="checkbox"/> 事実と相違ありません
Z E H又はG X志向型住宅以外の設備	<ul style="list-style-type: none"> ●申請する補助対象設備は申請者自身が所有する未使用のものです。 ●申請する補助対象設備を設置する住宅等は、申請者自身が所有者です。 ※そうでない場合は、建築物等の所有者の承諾書を添付します。	
Z E H又はG X志向型住宅	<ul style="list-style-type: none"> ●申請する補助対象設備は申請者自身が所有する新築のものです。 ●評価・認証を受けるためにB E L Sの申請を行います。 	

6. 添付書類

補助対象設備	添付書類	チェック欄
全設備共通 (全ての申請者)	四日市市が申請者に対して三か月以内に発行した市税の完納証明書	<input type="checkbox"/>
太陽光発電設備	補助対象設備の仕様が確認できるカタログ等の書類	<input type="checkbox"/>
燃料電池設備	補助対象設備の仕様が確認できるカタログ等の書類	<input type="checkbox"/>
蓄電池 (家庭用定置型)	補助対象設備の仕様が確認できるカタログ等の書類	<input type="checkbox"/>
HEMS	補助対象設備の仕様が確認できるカタログ等の書類 ※「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していることが分かるもの	<input type="checkbox"/>
地中熱ヒートポンプ	補助対象設備の仕様が確認できるカタログ等の書類 ※要綱第5条に規定する要件が確認できるもの	<input type="checkbox"/>
V2H	補助対象設備の仕様が確認できるカタログ等の書類	<input type="checkbox"/>
電気自動車等充電設備	補助対象設備の仕様が確認できるカタログ等の書類	<input type="checkbox"/>
再エネ由来の電力の供給を受けていること	要領第1号様式	<input type="checkbox"/>
Z E H又はG X志向型住宅	「工事請負契約書」、「注文書及び注文請書」又は「売買契約書」の写し 設置する太陽光発電設備及びHEMSの仕様が確認できるカタログ等の書類 ※HEMSについては、Z E Hにおいては「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していることが分かるもの、G X志向型住宅においては「ECHONET Lite AIF仕様」に対応する「コントローラ」として、一般社団法人エコーネットコンソーシアムのホームページに掲載されている製品であることが分かるもの	<input type="checkbox"/>

※その他市長が必要と認める書類

第1号様式 別紙（第7条関係）

（1）申請事業の内容

※太陽光発電設備については、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか小さい方の値が10kW未満かつ、他の設備（ZEH又はGX志向型住宅以外）を同時に導入することが条件

※ZEH又はGX志向型住宅については太陽光発電設備及びHEMSを重複して申請できません

補助対象設備		メーカー名	機種名（型番）
太陽光発電設備	太陽電池モジュールの 公称最大出力の合計値 （ ）kW		
	パワーコンディショナーの 定格出力の合計値 （ ）kW		
燃料電池設備	発電能力 （ ）kW		
蓄電池 （家庭用定置型）	蓄電容量 （ ）kWh		
HEMS			
地中熱ヒートポンプ			
V2H			
電気自動車等充電設備			
ZEH 又は GX志向 型住宅	太陽光発電 設備 （余剰売電）	太陽電池モジュールの 公称最大出力の合計値 （ ）kW	
		パワーコンディショナー の定格出力の合計値 （ ）kW	
	HEMS		

様

四日市市長

四日市市スマートシティ構築促進補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市スマートシティ構築促進補助金については、下記のとおり決定したので、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第8条第1項に基づき通知します。

記

1. 補助対象設備 :
2. 補助金の額 : 円
3. 補助金交付年度 :
4. 補助金の交付の条件
 - (1) 四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱を厳守すること。
 - (2) 四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要領を厳守すること。
 - (3) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておくこと。
 - (4) この補助金の交付についての市の立入検査及び監査に応じること。
 - (5) 補助対象設備の変更や事業完了日の属する年度が変更となる場合には、速やかにその旨申出て必要な手続きを行うこと。
 - (6) 補助対象設備の設置等の完了後、速やかに実績報告書を提出すること。
 - (7) 補助対象設備の耐用年数の期間内において、補助対象設備を処分する場合は、処分承認申請書を提出すること。

第3号様式（第8条関係）

第 年 月 日
号

様

四日市市長

四日市市スマートシティ構築促進補助金
不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市スマートシティ構築促進補助金については、下記のとおり決定したので、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第8条第3項に基づき通知します。

記

1. 補助対象設備 :
2. 不交付の理由 :

四日市市長

現住所	〒
交付申請時住所	〒
フリガナ	
氏名	
電話番号	

四日市市スマートシティ構築促進補助金
計画変更（中止）承認申請書

四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第9条第1項に基づき、下記のとおり計画の変更（中止）の承認を申請します。

記

1. 補助交付決定内容及び計画変更内容について

	交付決定内容（変更前）	計画変更内容（変更後）
補助対象設備 ※1		
組み合わせ加算 ※2		
交付年度	年度	年度・中止
補助金額	円	円

※1 以下から設備を選択ください

①太陽光発電設備 【70,000円】	②燃料電池設備 【60,000円】	③蓄電池（家庭用定置型） 【100,000円】
④HEMS 【10,000円】	⑤地中熱ヒートポンプ 【300,000円】	⑥V2H 【60,000円】
⑦電気自動車等充電設備 【20,000円】	⑧ZEH 【100,000円】	⑨GX志向型住宅 【300,000円】

※2 以下から組み合わせを選択ください

A ①、③、④ 【60,000円】	B ①、④、⑥ 【50,000円】	C ③、⑧又は③、⑨ 【90,000円】
D ⑥、⑧又は⑥、⑨ 【80,000円】	E ①、⑥ 【20,000円】	F ⑥、再エネ供給 【20,000円】

2. 計画変更の内容及び理由

添付書類

計画変更の場合は、変更後の内容が記載された様式第1号別紙と変更内容が確認できる書類（カタログ等）

第 年 月 日
号

様

四日市市長

四日市市スマートシティ構築促進補助金
計画変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで提出のあった計画変更（中止）承認申請については、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第9条第2項に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 補助対象設備 :
2. 補助金交付年度 :
3. 補助金の額 : 円
4. 変更内容

四日市市スマートシティ構築促進補助金実績報告書

四日市市長

申請者

現住所	〒	
交付申請時住所	〒	
フリガナ		
氏名		
電話番号	(固定電話)	(携帯電話)

四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり事業が完了したので報告します。

記

1. 交付決定額 _____円

(1) 補助対象設備（複数申請可）

番号	補助対象設備	補助金額
①	太陽光発電設備	70,000円
②	燃料電池設備	60,000円
③	蓄電池（家庭用定置型）	100,000円
④	H E M S	10,000円
⑤	地中熱ヒートポンプ	300,000円
⑥	V 2 H	60,000円
⑦	電気自動車等充電設備	20,000円
⑧	Z E H (<input type="checkbox"/> 戸建を新築、 <input type="checkbox"/> 新築の戸建を購入)	100,000円
⑨	G X 志向型住宅 (<input type="checkbox"/> 戸建を新築、 <input type="checkbox"/> 新築の戸建を購入)	300,000円
	申請する設備	

(2) 組み合わせ加算（一つを選択）

番号	組み合わせ	加算額
A	①、③、④	60,000円
B	①、④、⑥	50,000円
C	③、⑧又は③、⑨	90,000円
D	⑥、⑧又は⑥、⑨	80,000円
E	①、⑥	20,000円
F	⑥、再エネ由来の電力の供給を受けていること（発電設備を所有済又は、再エネ電力契約済）	20,000円
	該当する組み合わせ加算	

※詳細は、第6号様式別紙に記載のとおり

2. 事業着手日 令和 年 月 日
(補助対象設備のうち最も早いもの)

～ 事業完了日※：令和 年 月 日

※実績報告書添付書類の発行日の内、最も遅い日を事業完了日とする

3. 設置場所 : 現住所と同じ 新築等 (四日市市)

4. 添付書類

補助対象設備	添付書類	チェック欄
各設備共通	設備導入場所の住宅の全景が分かるカラー写真	<input type="checkbox"/>
	設備導入場所の住宅の場所が分かる地図	<input type="checkbox"/>
Z E H又はG X志向型住宅を除く他の補助設備	補助対象設備の導入費用に係る領収書の写し ※領収書に補助対象設備についての明記が無い場合または、補助対象設備ごとの費用の明記がない場合には、領収書と同じ印のある内訳書の写しを添付しそれぞれ明記すること ※Z E H又はG X志向型住宅と同時に申請している設備は、領収書の写しに類するものも可とする。	<input type="checkbox"/>
太陽光発電設備	太陽光パネル、パワーコンディショナーの設置が確認できるカラー写真	<input type="checkbox"/>
	電力受給契約に関する書類 (「発電設備の連系に関するお知らせ」、「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について (通知)」等) 又は、発電した電力が自家消費されることが分かる書類の写し	<input type="checkbox"/>
燃料電池設備	設置が確認できるカラー写真	<input type="checkbox"/>
蓄電池 (家庭用定置型)	設置が確認できるカラー写真	<input type="checkbox"/>
H E M S	設置が確認できるカラー写真	<input type="checkbox"/>
	起動中の画面写真	<input type="checkbox"/>
地中熱ヒートポンプ	設置が確認できるカラー写真 (施工中、施工後)	<input type="checkbox"/>
V 2 H	設置が確認できるカラー写真	<input type="checkbox"/>
電気自動車充電設備	設置が確認できるカラー写真	<input type="checkbox"/>
再エネ由来の電力の供給を受けていることによる加算を受ける場合	再生可能エネルギー由来の電力の供給を受けていることがわかる書類 (再生可能エネルギーに由来する電力の供給を他者から受けていることが分かる受給契約書等) の写し等又は、「発電設備の連系に関するお知らせ」、「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について (通知)」等又は、3か月以内に発行された売電先の発行する供給電力量が分かる書類もしくは、発電した電力が自家消費されることが分かる書類の写し	<input type="checkbox"/>
Z E H又はG X志向型住宅	補助対象設備の導入費用に係る領収書の写し又はそれに類するもの	<input type="checkbox"/>
	領収内容証明書 (本補助金交付要領第3号様式)	<input type="checkbox"/>
	太陽光パネル、パワーコンディショナー、H E M Sの設置が確認できるカラー写真	<input type="checkbox"/>
	H E M Sの起動中の画面写真	<input type="checkbox"/>
	「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の事業計画認定申請に係る画面の出力又は電力会社への系統連系申込書の写し等 ※設置する太陽光電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれもが10kW以上の場合、余剰買取方式であることが確認できること	<input type="checkbox"/>
	B E L S評価書の写し	<input type="checkbox"/>
	住宅の引渡証明書等の当該住宅の引渡し日が確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>
	施工証明書 (本補助金交付要領第4号様式)	<input type="checkbox"/>

※その他市長が必要と認めるもの

第6号様式 別紙（第10条関係）

（1）申請事業の内容

※太陽光発電設備については、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか小さい方の値が10kW未満かつ、他の設備（ZEH以外）を同時に導入することが条件

※ZEHについては太陽光発電設備及びHEMSを重複して申請できません

補助対象設備		メーカー名	機種名（型番）	導入費用 （税込） （対象設備に 係るもの）
太陽光発電設備	太陽電池モジュールの 公称最大出力の合計値 （ ） kW			
	パワーコンディショナーの 定格出力の合計値 （ ） kW			
燃料電池設備	発電能力 （ ） kW			
蓄電池 （家庭用定置型）	蓄電容量 （ ） kWh			
HEMS				
地中熱ヒートポンプ				
V2H				
電気自動車等充電設備				
ZEH 又は GX志向 型住宅	太陽光発電 設備 （余剰売電）	太陽電池モジュールの 公称最大出力の合計値 （ ） kW		—
		パワーコンディショナー の定格出力の合計値 （ ） kW		
	HEMS			

第 年 月 日
号

様

四日市市長

四日市市スマートシティ構築促進補助金
交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった四日市市スマートシティ構築促進補助金については、下記のとおり確定を行いましたので、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第11条に基づき通知します。

記

1. 補助対象設備 :
2. 確定した補助金の額 : 円

四日市市長

住 所

氏 名

電話番号（ ） -

四日市市スマートシティ構築促進補助金
交付請求書

年 月 日付けで補助金交付額の確定通知を受けた四日市市スマートシティ構築促進補助金について、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第12条第1項に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助対象設備（複数チェック可）

- | | | |
|--|--|--|
| <input type="checkbox"/> (1) 太陽光発電設備
【70,000円】 | <input type="checkbox"/> (2) 燃料電池設備
【60,000円】 | <input type="checkbox"/> (3) 蓄電池（家庭用定置型）
【100,000円】 |
| <input type="checkbox"/> (4) HEMS
【10,000円】 | <input type="checkbox"/> (5) 地中熱ヒートポンプ
【300,000円】 | <input type="checkbox"/> (6) V2H
【60,000円】 |
| <input type="checkbox"/> (7) 電気自動車等充電設備
【20,000円】 | <input type="checkbox"/> (8) ZEH
【100,000円】 | <input type="checkbox"/> (9) GX志向型住宅
【300,000円】 |

2. 組み合わせ加算（該当する場合に一つだけチェック）

- | | | |
|--|---|--|
| <input type="checkbox"/> (1)、(3)、(4)
【60,000円】 | <input type="checkbox"/> (1)、(4)、(6)
【50,000円】 | <input type="checkbox"/> (3)、(8)又は(3)、(9)
【90,000円】 |
| <input type="checkbox"/> (6)、(8)又は(6)、(9)
【80,000円】 | <input type="checkbox"/> (1)、(6)
【20,000円】 | <input type="checkbox"/> (6)、再エネ供給
【20,000円】 |

3. 請求する補助金の額 : 円

4. 補助金の振込先（申請者と同一名義の口座）

金融機関名		支店名	
預金種別	普通	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

四日市市長

住 所

氏 名

四日市市スマートシティ構築促進補助金に関する
財産処分承認申請書

四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1. 補助対象設備 :

- (1) 太陽光発電設備 (2) 燃料電池設備 (3) 蓄電池（家庭用定置型）
 (4) HEMS (5) 地中熱ヒートポンプ (6) V2H
 (7) 電気自動車等充電設備 (8) ZEH (9) GX志向型住宅

2. 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

売却 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸与 ・ 担保 ・ 廃棄 ・ その他

（ その他の理由 ）

3. 処分の時期

年 月 日から（ 年 月 日まで）

4. 処分の理由

5. 収益額（処分により収益があった場合は、その額を記載してください。）

第10号様式（第14条関係）

第 年 月 日
号

様

四日市市長

四日市市スマートシティ構築促進補助金に関する
財産処分承認通知書

年 月 日付けで提出のあった財産処分承認申請については、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱第14条第2項に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 補助対象設備 :

2. 処分の方法

3. 補助金の額 円

4. 処分の時期
年 月 日から (年 月 日まで)

5. 処分の理由

6. 収益額